

香労発基0412第3号
令和6年4月12日

独立行政法人 労働者健康安全機構
香川産業保健総合支援センター所長 殿

香川労働局長



個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に
関するガイドラインの一部改正について

平素より労働安全衛生行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年4月1日から個人サンプリング法による作業環境測定が選択的に実施できることとなり、「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)が策定されているところですが、今般、作業環境測定基準等の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第187号)が令和6年4月10日に告示され、令和7年1月から個人サンプリング法の測定対象物質等が拡大されるため、ガイドラインの一部を別添1(新旧対照表)のとおり改正し、改正後のガイドラインは別添2のとおりとなります。

各団体におかれては、会員事業者に対し、本ガイドラインの改正内容を周知いただきますようお願い申し上げます。